

低入札価格調査制度について

1 対象となる工事

低入札価格調査制度の対象となる工事は、当初設計金額が 500 万円以上の工事とします。

低入札案件については、契約前に当該契約の内容に適合した履行ができるかどうかを具体的に判断するため、落札候補者への事情聴取や書類提出を求めます。詳しくは『愛南町低入札価格調査制度実施要領』を御確認ください。

2 調査基準価格及び失格判断基準の算定方法

別表に定める調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、履行が可能かどうか調査を行います。また、入札時に提出した工事費内訳書記載の各項目の金額が、別表に定める失格判断基準のいずれか一つに該当する場合は、調査を実施することなく、当該入札を失格とします。

※ 令和 6 年 4 月 1 日より失格判断基準の算定方法が変更となります。(別表参照)

3 調査基準価格を下回る入札をした者との契約等に係る措置

- (1) 契約保証は、請負代金額の 10 分の 3 を乗じて得た額以上とします。
- (2) 前払金は、請負代金額の 10 分の 2 に相当する額以内とします。
- (3) 主任技術者の重点配置を要求します。
 - ・ 「専任で主任技術者を配置しなければならない工事」※¹については、別に同等の要件を満たす技術者を、専任※²で 1 名現場に配置を求めます。
 - ・ 「専任で主任技術者を配置しないでよい工事」※¹については、専任で現場に配置を求めます。

※¹ 請負金額 4,500 万円(建築一式工事は 9,000 万円)以上なら専任、未満は兼任可

※² 専任となる追加技術者は、入札前 3 か月以上の雇用状態にあるとの要件を求めません。

算 定 方 法 一 覧

自動落札	予定価格 (事前公表)
低入札価格調査	調査基準価格 (事後公表)
失 格	失格判断基準 (事後公表)

調査基準価格（令和5年4月1日～）

（土木）

- ①直接工事費×0.97
- ②共通仮設費×0.9
- ③現場管理費×0.9
- ④一般管理費×0.68
- ①、②、③、④の合計額に消費税を計上したもの

（建築）

- ①直接工事費×0.9×0.97
- ②共通仮設費×0.9
- ③（直接工事費×0.1＋現場管理費）×0.9
- ④一般管理費×0.68
- ①、②、③、④の合計額に消費税を計上したもの

※費目ごとに所定の率を乗じたもの(円未満は切捨て)の合計に1.1を乗じた額(円未満切捨て)とします。

※ただし、(土木)・(建築)とも予定価格の7.5/10～9.2/10の範囲とします。

失格判断基準（～令和6年3月31日）

（すべての工種に適用）

- ①直接工事費×75%
- ②共通仮設費×70%
- ③現場管理費×70%
- ④一般管理費×30%

- ①未満若しくは②、③、④の合計額を下回った場合に失格

※費目ごとに所定の率を乗じ、円未満は切捨てとします。

失格判断基準（令和6年4月1日～）

（すべての工種に適用）

- ①直接工事費×90%
- ②共通仮設費×80%
- ③現場管理費×80%
- ④一般管理費×30%

各計算式で算出された額のいずれかを下回った場合に失格

※費目ごとに所定の率を乗じ、円未満は切捨てとします。